⑶　独立行政法人労働者健康福祉機構における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の総合評点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を全て満足する新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

特定建設工事共同企業体の代表者は、下記のㇷ゚の条件を満たすこと。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、下記のㇶの条件を満たすこと。

ㇷ゚　建物用途　病院
構　　造　ＲＣ造又はＳＲＣ造
階　　数　地上３階建て以上
建物規模　延べ面積　15,000㎡以上

ㇶ　建物用途　病院、研究施設、庁舎又は事務所
構　　造　ＲＣ造又はＳＲＣ造
階　　数　地上３階建て以上
建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

⑺　建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建築工事業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

⑻　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑼　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑽　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑾　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

５　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記４⑵の認定（４⑵の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、４⑵の認定を受けていない構成員が４⑵の認定を受けることが必要である。（当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、４⑵の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに４⑵の認定又は４⑵の一般競争参加資格がないとの認定（４⑵の独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。）

６　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「総合せき損センター新棟建築○○・○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成23・24年度を有効期間とする独立行政法人水資源機構の一般競争（指名競争）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 22 年 11 月 26 日

独立行政法人水資源機構
理事長　青山　俊樹

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11

１　業種区分等

⑴　建設工事

〔建設工事の工事種別〕

①土木一式工事　②建築一式工事　③機械設備工事　④電気工事　⑤橋梁上部工事　⑥舗装工事　⑦しゅんせつ工事　⑧グラウト工事　⑨法面処理工事　⑩暖冷房・衛生設備工事　⑪塗装工事　⑫その他の工事

⑵　測量・建設コンサルタント等

〔業務の種類〕

①測量　②建築関係建設コンサルタント業務　③土木関係建設コンサルタント業務　④地質調査業務　⑤補償関係コンサルタント業務

⑶　物品製造等

〔物品等の製造又は販売の種類〕

①建設・建築材料、空調機材、衛生機材　②繊維製品、皮革製品　③事務用品、事務機器、家具　④印刷製本　⑤燃料、潤滑油、油脂類　⑥車両　⑦建設用機械類　⑧船舶　⑨電気通信機器類　⑩試験機器・測量機器・測定機器・観測機器・監視機器　⑪その他

〔役務の提供の種類〕

①集計、計算、調査研究　②ソフトウェア、情報処理・提供サービス　③映画・ビデオ制作、広告、広報、企画、催事運営　④写真、製図、複写　⑤運送　⑥通訳、翻訳　⑦建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理　⑧賃貸借　⑨その他

〔買受けの種類〕

物品等の買受け

２　申請書類の受付期間

⑴　平成23・24年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（建設工事、測量・建設コンサルタント等）（以下「一元受付」という。）による場合

平成22年12月１日から平成23年１月14日までに次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信してください。

（建設工事）
https://www.pqr.mlit.go.jp
（測量・建設コンサルタント等）
https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　郵送による場合　定時受付については、申請書類を郵送する方法により平成22年12月１日から平成23年１月14日まで受け付けます（当日消印有効。ただし、料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては当日までに到着したものが有効。）。なお、随時受付については、申請書類を郵送する方法により定時の受付期間の翌日から受け付けます。

３　申請書の入手方法等

⑴　申請書の入手方法

①　一元受付による場合　２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、平成22年11月26日から平成22年11月30日までにパスワードの請求手続を行い、入手したパスワードを用いて、平成22年12月１日から平成23年１月14日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードしてください。

②　一元受付によらない場合　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成22年12月１日以降に独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）のホームページからダウンロードしてください。

http://www.water.go.jp

⑵　申請書の提出方法

①　一元受付による場合　２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、３⑴①においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信してください。

②　郵送による場合　申請書に必要な書類を添付し、以下の送付先へ郵送してください。

〔送付先〕

〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11―２　独立行政法人水資源機構　本社財務部契約課

③　持参による受付は行いません。